処分基準（公表用）

様式第４号

所管部（局）・課　　こども家庭課

法令名	児童福祉法	法令番号	昭和２２年１６４号
不利益処分の種類	母子生活支援施設への保護の解除	根拠条項	第２３条

処分基準

法第２３条に規定する

『「配偶者のない女子」又は「これに準ずる事情にある女子」であって、しかもその者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがあると認められるとき』という入所の要件を欠くに至った場合に保護を解除する。

定義

（１）　配偶者のない女子

①　配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であって、 現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの。

②　離婚した女子であって現に婚姻していないもの

③　配偶者の生死が明らかでない女子

④　配偶者から遺棄されている女子

⑤　配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子

⑥　配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子

⑦　配偶者が法令により長期にわたって拘禁されている女子

⑧　婚姻によらないで母となった女子

（２）　これに準ずる事情にある女子

婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情で離婚の届出を行っていない者等。

（３）　児童

満１８歳に満たない者（法第４条）

対応区分	１　聴聞の実施 ２　弁明の機会の付与	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	目次No.	4